

令和7年度 医療用ガス（二酸化炭素ボンベ）仕様書

本仕様書は、長崎みなとメディカルセンターにおいて使用する医療用ガス等を購入するための単価を決定し、安全で安定した医療用ガス等の供給について受注者が行う業務の概要を示すものである。

1. 品名・規格・単位・予定数量

番号	品名	規格	予定数量
1	日本薬局方二酸化炭酸ガス	26.8k ガスボンベ 単位：1本	55本／年

※数量については見込であり、納入を確約するものではない

2. 納入場所

長崎みなとメディカルセンター 長崎県長崎市新地町6番39号

3. 契約期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

4. 受注者の要件

- (1) 長崎市競争入札参加資格者名簿の地域区分が「市内」、「認定市内」または「準市内」であり、申請業種目を「酸素・窒素・水素・アセチレンガス等」に登録している者であること。
- (2) 医薬品卸売販売業（医療ガス類）を取得していること。
- (3) 災害時に事業所が被災した場合でも、医療用ガス等の供給が可能であること。
- (4) 24時間365日緊急対応の体制がとれていること。

5. 納入方法（ボンベ等）

- (1) 事前に発注者の指示した場所に納入すること。
- (2) 受注者が自社配送及び回収すること
- (3) 受注者は、発注者と十分な打合せを行い、円滑に納入及び回収が行えるよう調整すること
- (4) 納入の都度、納入数量の明示した納品伝票を発注者に提出すること
- (5) 空容器の回収は、速やかに行うこと

6. 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守するものとする。

- (2) 納入部品の取り扱いに十分注意するものとする。
- (3) 病院業務等へ支障を及ぼさないこと。また、業務に支障が出る恐れがある時は事前に発注者へ連絡すること。
- (4) 作業にあたっては、服装、用具を整え、事故発生防止に努めること。
- (5) 異常を発見した場合、又は予測された場合は、直ちに報告し発注者の指示を受けること。

7. 受注者の責務

- (1) 受注者は、病院内で知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は契約終了後も継続するものとする。
- (2) 受注者は、常に従事者の健康に注意し、伝染病の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。
- (3) 受注者は、礼儀正しく品行に慎み、常に清潔にすること。
- (4) 受注者は、従事者に対して業務受託上必要とする教育訓練を実施し、業務の履行に支障をきたさないよう万全を期さなければならない。
- (5) 病院内及び病院敷地内は全面禁煙であるため、受注者もこれに従うこと。

8. 事故発生時の対応

- (1) 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。事故等の処理が緊急を要するものである場合にあつては、当該処理をした後、遅滞なく発注者に処理経過及び結果を報告しなければならない。
- (2) 受注者は、事故等の処理後、報告書を作成し発注者に提出しなければならない。

9. 代金の請求

受注者は、1 か月分の納入数量を月末で締め切り、翌月 5 営業日までに納入数量に契約単価を乗じた請求書を発行するものとする。発注者は請求書を受領した後、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

10. 引継ぎ

受注者は、契約期間終了後に納入業務を新たにする者に対し、業務が滞ることのないよう誠意をもって十分引継ぎを行うものとする。なお、引継ぎにあたり設備等を撤去する際に発生する費用は受注者が負担することとする。

11. その他

- (1) この契約の期間内に納入数量が購入予定数量を超過した時には、受注者は、その超

過数量については、この契約の単価をもって納入するものとし、契約の尽日において納入数量が購入予定に満たないときは、その数量を契約数量とする。

- (2) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、発注者受注者協議の上決定する。